

1 公害防止管理者の選任が必要な施設・工場の要件及び必要な資格

表1. 「ばい煙発生施設」関係

対象		総排出ガス量	必要な資格
ばい煙発生施設	工場の要件		
大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設 (13の項に掲げる施設を除く)	「大気関係有害物質発生施設」(※)が設置されている工場	40,000m ³ /h以上	大気関係第1種
	※次の施設 ・大気汚染防止法施行令別表第1の9の項に掲げる施設(硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。)	40,000m ³ /h未満	大気関係第1種 大気関係第2種 のいずれか
	・大気汚染防止法施行令別表第1の14～26の項に掲げる施設	40,000m ³ /h以上	大気関係第1種 大気関係第3種 のいずれか
	上記以外のばい煙発生施設が設置されている工場で、 総排出ガス量が10,000m ³ /h以上のもの	40,000m ³ /h未満	大気関係第1種 大気関係第2種 大気関係第3種 大気関係第4種 のいずれか

備考 総排出ガス量とは、排出ガス(設置されているばい煙発生施設から大気中に排出される気体)の1時間当たりの量を温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値を、特定工場全体で合計した量のこと。

表2. 「汚水等排出施設」関係

対象		総排出水量	必要な資格
汚水等排出施設	工場の要件		
水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設のうち、次の番号のもの 2～59、 61～63、 63の3、 64、 65～66の2、 71の5、 71の6	「水質関係有害物質排出施設」(※)が設置されている工場のうち、排水を排出しているもの、又は特定地下浸透水を浸透させているもの	10,000m ³ /日以上	水質関係第1種
	※組織整備法施行令別表第1に掲げる施設(水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設のうち、次の番号のもの 19、22、23の2、24、26～29、31～35、 37、38の2、41、43、46～48、50、51、53、 58、61～63、63の3、64、65～66の2、71の5、71の6。一部施設は用途等の限定要件有。表2-2参照。)	10,000m ³ /日未満	水質関係第1種 水質関係第2種 のいずれか
	上記以外の汚水等排出施設が設置されている工場で、 総排出水量が1,000m ³ /日以上のもの	10,000m ³ /日以上	水質関係第1種 水質関係第3種 のいずれか
		10,000m ³ /日未満	水質関係第1種 水質関係第2種 水質関係第3種 水質関係第4種 のいずれか

備考 総排出水量とは、排水(特定工場から公共用水域に排出される全ての水)の一日当たりの平均的な量のこと。

表2-2. 水質関係有害物質排出施設の該当要件(組織整備法施行令別表第1より)

水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号	限定要件
19	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。
22	六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。
23の2	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの写真洗淨又は自動式の感光膜付印刷版の写真洗淨の用に供するものに限る。
24	ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。
26	カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。
27	水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質(以下「有害物質」という。)又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。
28	塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。
29	なし。(全て対象)
31	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。
32	トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料若しくは合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。
33	塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふっ素樹脂の製造の用に供するもの、1,4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート製造の用に供するものに限る。
34	テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。
35	2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。
37	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸(カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料(硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。)、高級アルコール(1分子を構成する炭素の原子の数が6個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)、キシレン(ほう素化合物を触媒として使用し、又はふっ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。)、アルキルベンゼン(ふっ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。)若しくはエチレンオキシドの製造の用に供するもの又はエチレンオキシドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。
38の2	なし。(全て対象)
41	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。

43	なし。(全て対象)
46	有害物質若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1, 4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。
47	水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1, 4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。
48	ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。
50	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1, 4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。
51	トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。
53	硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。
58	ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。
61	コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。
62	銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。
63	液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。
63の3	なし。(全て対象)
64	コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。
65	クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。
66	カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふっ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る。
66の2	なし。(全て対象)
71の5	なし。(全て対象)
71の6	なし。(全て対象)

表3.「騒音発生施設」関係

対象		必要な資格
騒音発生施設	工場の要件	
機械プレス(呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。)	騒音発生施設が設置されている工場のうち、 騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内にあるもの	騒音関係
鍛造機(落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。)		

表4.「特定粉じん発生施設」関係

対象		必要な資格
特定粉じん発生施設	工場の要件	
大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる施設	特定粉じん発生施設が設置されている工場	大気関係第1種 大気関係第2種 大気関係第3種 大気関係第4種 特定粉じん関係 のいずれか

表5.「一般粉じん発生施設」関係

対象		必要な資格
一般粉じん発生施設	工場の要件	
大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設	一般粉じん発生施設が設置されている工場	大気関係第1種 大気関係第2種 大気関係第3種 大気関係第4種 特定粉じん関係 一般粉じん関係 のいずれか

表6.「振動発生施設」関係

対象		必要な資格
振動発生施設	工場の要件	
液圧プレス(矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2941キロニュートン以上のものに限る。)	振動発生施設が設置されている工場のうち、 振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内にあるもの	振動関係
機械プレス(呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。)		
鍛造機(落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。)		

表7.「ダイオキシン類発生施設」関係

対象		必要な資格
ダイオキシン類発生施設	工場の要件	
ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1に掲げる施設のうち、次の番号のもの 1～4	ダイオキシン類発生施設が設置されている工場	ダイオキシン類関係
ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2に掲げる施設のうち、次の番号のもの 1～14		

2 公害防止主任管理者の選任が必要な施設・工場の要件及び必要な資格

表8.「公害防止主任管理者」関係

対象		必要な資格
施設	工場の要件	
ばい煙発生施設と 汚水等排出施設の両方を設置	総排出ガス量が40,000m ³ /h以上、 かつ、 総排出水量が10,000m ³ /日以上 の工場	公害防止主任 管理者 大気関係(第1種又は第3種)と 水質関係(第1種又は第3種) の両方 のいずれか

備考 ばい煙発生施設、汚水等排出施設、総排出ガス量、総排出水量の定義は、表1、2と同じ。